

日本製薬団体連合会会長、(一社)日本医療機器産業連合会会長、日本化粧品工業連合会会長宛、平成 29 年 9 月 11 日付け科発 0911 第 1 号厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知

「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」の遵守徹底について (依頼)

動物実験等の適正な実施について日頃よりご協力いただきまして感謝いたします。

厚生労働省においては、平成 18 年に「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」(最終改正：平成 27 年 2 月 20 日付け科発 0220 第 1 号厚生科学課長決定)を定め、動物実験等の適正な実施を図っているところです。

本基本指針においては、その適用対象として、「厚生労働省が所管する事業を行う法人」を含めており、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)に基づく事業を行う法人」を対象としています。

平成 28 年度厚生労働科学特別研究事業「厚生労働省の動物実験の基本指針に基づく外部検証等の実施方法に関する特別研究」(研究代表者：山海直 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所主任研究官)において、貴連合会にもご協力をいただき、本基本指針の遵守状況等に関するアンケート調査(匿名調査)を実施した結果、動物を取扱う一部の企業等において、本基本指針に定める機関内規程の整備や動物実験委員会の設置等がなされていないことが明らかとなりました。

つきましては、貴連合会管下の企業等に対し、本基本指針の遵守徹底について周知いただけますようお願いいたします。

また、動物実験等を外部委託する場合においては、委託先における本基本指針又は他省の基本指針に基づき適正な動物実験等が実施されることの確認に努めるよう、併せて周知方お願いいたします。

参考 1：「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/honbun.pdf>

参考 2：平成 28 年度厚生労働科学特別研究事業「厚生労働省の動物実験の基本指針に基づく外部検証等の実施方法に関する特別研究」研究成果報告書  
<https://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do?resrchNum=201605005A>